厚生労働省 雇用均等·児童家庭局 母子保健課 課長 桑島昭文 様

> 公益財団法人日本ダウン症協会 代表理事 玉 井 邦 夫

東京都豊島区南大塚 3-43-11 福祉財団ビル 5F TEL 03-6907-1824 FAX 03-6907-1825 E-mail <u>info@jdss.or.jp</u>

質問状

拝啓 貴省におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当協会は、ダウン症のある人たちとその家族、支援者約5700名を有し、ダウン症に関する普及啓発、情報提供、調査研究、家族や支援者への相談活動等を行っている全国組織です。

さて、10月3日 朝日新聞朝刊に、新しい手法の出生前診断が計画され早ければ10月中旬以降実施される旨の記事が掲載されました。記事によれば、新手法の出生前診断は母体血清マーカーと超音波検査(NT 測定)を組み合わせ、染色体異常の確率を出すもので、妊娠11から14週で検査が可能であり、昭和大、国立成育研究医療センター等6施設が連携して臨床研究の形で行うとされています。

貴省では、平成11年、厚生科学審議会先端医療技術評価部会 出生前診断に関する専門委員会において「母体血清マーカー検査に関する見解」(以下「見解」といいます。)が出され、当時の児童家庭局母子保健課において、見解を医療機関等に周知するよう通知を発出されています。

当協会は、出生前診断の対象となる当事者の団体として、上記のような出生前診断の動きに関し、貴省のお考えをお聞かせいただきたく、本書を差し上げました。

つきましては、下記2点の質問について、面談にてご回答いただきますよう、よろしく お願い申し上げます。

敬具

記

- 1 上記報道にあるような出生前診断の動きについて、見解に照らして、貴省はどのように考えるか。
- 2 見解は、母体血清マーカーが超音波検査(NT 測定)と組み合わせて行われる場合に も適用されると考えられるが、貴省においては、これと異なった考えをお持ちかどう か。